

2011年2月7日

受益者の皆様へ

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

「マニユライフ世界分散ファンド」(毎月決算型)  
信託約款の書面決議に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております、弊社追加型投資信託「マニユライフ世界分散ファンド」(毎月決算型)(以下、「当ファンド」といいます。)の投資信託約款(以下、「信託約款」といいます。)を下記の通り変更することを提案して、法令の定めに基づき書面による決議(\*)をもって信託約款の変更を実施する予定であることをご案内申し上げます。

なお、変更内容及び手続きの詳細につきましては、本書のほか添付の「書面決議参考書類」に記載しておりますのでご高覧下さい。

\*書面による決議とは、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款の変更の内容が重大なものである場合は、受益者を対象に書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

つきましては、本書及び「書面決議参考書類」をお読み頂き、信託約款の変更に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 信託約款の変更の概要及び理由

当ファンドは、受益権の口数が信託設定以来伸び悩む状況が続いており、諸般の事情により大幅な口数増加が厳しい中で、本来の商品性を維持し運用目標を達成することがファンド運営上困難な状況となっております。

しかしながら、当ファンドをはじめ毎月決算型に対する投資者の潜在的ニーズが高いことから、投資対象とする投資信託証券(ファンド)を厳選するとともに分散方法の見直しなどの改善を実施すれば、投資の目的を維持しつつ運用の継続が可能であると判断しております。

また同時に、当ファンドの換金時における代金受取り所要日数の短縮や、信託報酬の低減など、投資の利便性を改善する施策を実施するために必要な約款条項も変更する予定です。

変更する信託約款の主な内容は上記のほか、投資対象資産の変更、資産配分・投資対象投資信託証券の選定に関して受ける助言事項の削除、指定投資信託証券の変更及び当ファンドの名称などですが、詳しくは別紙「書面決議参考書面」の1.投資信託約款の変更の議案(新旧対照表)をご参照下さい。

なお、上記信託約款の変更に係る書面決議の対象ではありませんが、約款変更の適用日付で次の通り当ファンドの名称を変更致します。

新名称：マニユライフ・インカム・バランス・ファンド（毎月分配型）

旧名称：マニユライフ世界分散ファンド（毎月決算型）＜愛称：シンプルシティ＞

## 2. 信託約款変更に係る書面による決議の日程及び手続き

①受益者及び受益権数の確定日	2011年2月7日
②書面による決議の行使の期間	2011年2月7日から2011年2月22日
③書面による決議の日	2011年2月23日（信託約款変更の可否決定日）
④信託約款の変更適用日（予定）	2011年3月22日（信託約款の効力発生日）

本書面による議決権の行使については、2011年2月7日時点の受益者の方（2011年2月2日までに購入の申込みをなされた方を含みます。）を対象にしております。

2011年2月3日以降に当ファンドの購入をお申込みいただき、これに伴い当ファンドの受益権を取得した受益者につきましては本議決権の付与はございませんのでご了承下さい。

本信託約款変更の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

なお、上記の受益者数及び議決権数による賛成が得られず本信託約款変更の書面決議が否決された場合には、当ファンドの信託約款の変更を行いません。この場合、信託約款を継続する旨を本決議の日後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

本信託約款変更に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記決議の日の翌日以降弊社のホーム・ページ（<http://www.mlij.co.jp/>）でご覧いただくか、お取引先の販売会社で確認することができます。

## 3. 議決権の取扱いと書面による決議の方法

- 1) 賛否の表示のない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成するものとさせていただきます。
- 2) 同一の受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承下さい。
- 3) 信託約款第44条（信託約款の変更等）第3項の規定に基づき、議決権を行使できる受益者が議決権を行使されない場合（議決権行使書面を送付いただかない場合）は、本信託約款変更の決議に賛成するものと取り扱いさせていただきます。

## 4. 議決権の行使の方法及び期限

同封の「議決権行使書面」（必ずこの書面をご使用ください。）に、賛成又は反対等の必要事項をご記入の上、下記送付先にご郵送下さい。

## [送付先]

〒100-1005 東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館 15F

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

議決権の行使の期限：2011年2月22日（委託会社（弊社）到着分まで有効）

\* 「個人情報保護の取扱い」

受益者の方にご記入いただいた内容又は当該内容を記載したリストについては、信託約款変更の決議のために弊社において使用するほか、以下の目的のために弊社、販売会社及び受託会社（再受託会社を含みます。）との間で、その内容を共有することにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において記入内容を確認するため
- ② 受託会社において後述の買取請求を請求された場合、買取請求の手続きを行うため

## 5. 反対受益者の買取請求手続きについて

本信託約款の変更が可決された場合、書面による決議において信託約款の変更に対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産をもって公正な価格で買取りを請求することができます。

なお、当該買取請求は任意であり、買取請求により換金を強制されるものではありません。

換金せず当ファンドを引き続き保有すること、また議決権の行使期間中、買取請求期間中も通常の一部解約の方法により換金することも可能です。ただし、一旦買取請求を行った受益権については、その後一部解約の申込みを行うことはできなくなりますのでご留意下さい。

買取請求期間：2011年2月24日から2011年3月15日まで

お申込み場所：お取扱いの販売会社の窓口

買取価格：受益者から特に異議がない限り、受託会社が必要書類を受領した日の翌々営業日の基準価額とします。

なお、基準価額が当該受益者の個別元本を上回る場合は、一部解約による換金の場合に準じて、当該上回る額に対して所得税及び地方税が課せられます。

その他費用：受託会社から受益者のご指定銀行口座に買取代金を振り込みますので、その振込み手数料や計算書の郵送費用などは受益者の負担となり、買取代金から差し引いてお振込みいたします。

なお、買取請求は諸般の手続が必要となるため、通常の一部解約により換金する場合よりもお支払いまでに日数を要する可能性があります。

\* 買取請求に関する手続きの詳細は、後日該当する受益者の方に弊社より直接ご案内申し上げる予定です。

本書に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

電話番号：03-6267-1901

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

以上

## 書面決議参考書類

## 1. 投資信託約款の変更の議案（新旧対照表）

\* 下線は変更部分を示します。

新	旧
<p><b>運用の基本方針</b></p> <p>1. 基本方針（略）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>（1）投資対象（略）</p> <p>（2）投資態度</p> <p>① 主として、<u>世界の株式<sup>※1</sup>および世界の債券<sup>※2</sup></u>を実質的に投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。</p> <p>※1 新興国の企業の発行する株式を含みます。  ※2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイイールド債）および新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（新興国債券）を含みます。</p> <p>② 投資金額の 25%程度を日本を含む世界の株式に投資する投資信託証券に、投資金額の 75%程度を日本を含む世界の債券に投資する投資信託証券に投資します。</p> <p>（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（削除）</p> <p>⑤～⑦（略）</p> <p>（3）投資制限</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ <u>投資信託証券への投資は複数銘柄としますが、同一銘柄の投資信託証券への投資割</u></p>	<p><b>運用の基本方針</b></p> <p>1. 基本方針（同左）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>（1）投資対象（同左）</p> <p>（2）投資態度</p> <p>① 主として、<u>世界の株式<sup>※1</sup>、世界の債券<sup>※2</sup>および世界のリート（不動産投資信託証券）並びにコモディティ（商品指数先物等）</u>を実質的に投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。</p> <p>※1 新興国の企業の発行する株式を含みます。  ※2 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイイールド債）および新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（新興国債券）を含みます。</p> <p>② 投資金額の 25%程度を日本を含む世界の株式ならびにリートおよびコモディティに投資する投資信託証券に、投資金額の 75%程度を日本を含む世界の債券に投資する投資信託証券に投資します。</p> <p>（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p>④ <u>信託財産の資産配分および指定投資信託証券の選定にあたっては、次の投資運用業者の投資助言を受けます。</u></p> <p><u>MFC Global Investment Management (U. S.) Limited</u>：資産配分の助言</p> <p><u>John Hancock Life Insurance Company (U. S. A.)</u>：指定投資信託証券の選定の助言</p> <p><u>なお、同社との助言契約を解約したり、助言を受ける先を変更する場合があります。</u></p> <p>⑤～⑦（同左）</p> <p>（3）投資制限</p> <p>①～④（同左）</p> <p>⑤ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 50%以内としま</u></p>

合には制限を設けません。

⑥ (削除)

⑦ (略)

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 ①～② (略)

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円とし、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④～⑤ (略)

⑥ (削除)

⑦～⑧ (略)

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 19 条

①～③ (削除)

す。(約款または契約によりファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められているものについては、制限を設けません。)

⑥ 同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30% 以下とします。

⑦ (同左)

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 ①～② (同左)

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円とし、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④～⑤ (同左)

⑥ 前各項の規定にかかわらず、マニユライフ世界分散ファンド(株式 30 型)または同(株式 70 型)の受益者が当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって当該一部解約の申込日と同日に、この信託にかかる受益権の取得の申込をする場合には、指定販売会社は、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑦～⑧ (同左)

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た額とします。

②～③ (略)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 ①～③ (略)

④ 一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第38条第1項の受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日から受益者に支払います。ただし、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における社会的基盤の機能不全や予想不測の事態の発生など、やむを得ない事情。第38条第5項に同じ。)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときは、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤～⑦ (略)

(信託の一部解約)

第38条①～② (略)

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

② 前項の規定にかかわらず、信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の122の率を乗じて得た額とします。

②～③ (同左)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 ①～③ (同左)

④ 一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第38条第1項の受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として8営業日から受益者に支払います。ただし、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における社会的基盤の機能不全や予想不測の事態の発生など、やむを得ない事情。第38条第5項に同じ。)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときは、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤～⑦ (同左)

(信託の一部解約)

第38条 ①～② (同左)

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌々営業日の基準価額とします。

④～⑥（略）

（附則）

1. 信託約款第 12 条第 2 項および第 38 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」とは、次の通りとします。  
ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日
2. 第 16 条第 1 項に定める「別に定める投資信託証券」とは、投資信託および外国投資信託の「受益証券」（振替受益権を含みます。）または投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいい、次の通りとします。
  - 1) エムジーエフ・ストラテジック・インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  - 2) マニュアルライフ・エポック・グローバル・シェアホルダー・イールド・マザーファンド（適格機関投資家専用）（国内証券親投資信託）
  - 3) ピムコ・バミューダ・エマージング・ローカル・ボンド・ファンド（バミューダ籍外国投資信託）

\* 上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが指定投資信託証券から除外される場合があります。

④～⑥（同左）

（附則）

1. 信託約款第 12 条第 2 項および第 38 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」とは、次の通りとします。  
ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークにおける銀行休業日、アイルランドの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日
2. 第 16 条第 1 項に定める「別に定める投資信託証券」とは、投資信託および外国投資信託の「受益証券」（振替受益権を含みます。）または投資法人および外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいい、次の通りとします。
  1. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーグローバル・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  2. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーUS ラージキャップ・バリュエー・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  3. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーアジア Ex-ジャパン・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  4. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  5. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーグローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  6. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーグローバル・ナチュラル・リソーセズ・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  7. T.ロウ・プライス・ファンズ SICAVーグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  8. エムジーエフ・グローバル・コントラリアン・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人／SICAV）
  9. エムジーエフ・ヨーロピアン・グロース・ファ

- ンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/SICAV)
10. エムジーエフ・ストラテジック・インカム・ファン  
ド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/  
SICAV)
  11. エムジーエフ・U.S. バリュース・ファン  
ド (ルク  
センブルグ籍証券投資法人/SICAV)
  12. エムジーエフ・U.S. ハイイールド・ボンド・フ  
ァンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/  
SICAV)
  13. エムジーエフ・グローバル・プロパティ・ファ  
ンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/SICAV)
  14. マニュライフ日本株ファンド (適格機関投資家  
専用) (国内証券投資信託)
  15. マニュライフ・エポック・グローバル・シェア  
ホルダー・イールド・ファン  
ド (適格機関投資  
家専用) (国内証券投資信託)
  16. フランクリン・ミューチュアル・ヨーロピ  
ア  
ン・ファン  
ド (ルクセンブルグ籍証券投資法人  
/SICAV)
  17. テンブルトン・グローバル・ボンド・ファン  
ド  
(ルクセンブルグ籍証券投資法人/SICAV)
  18. ウエリントン・マネージメント・ポートフォ  
リ  
オズ (ダブリン)・ピー・エル・シー・エマ  
ー  
ジ  
ン  
グ・マーケッツ・エクイティ・ポ  
ー  
ト  
フ  
ォ  
リ  
オ (アイルランド籍証券投資法人)
  19. ウエリントン・マネージメント・ポートフォ  
リ  
オズ (ダブリン)・ピー・エル・シー・グ  
ロ  
ー  
バ  
ル・ボ  
ン  
ド・ポ  
ー  
ト  
フ  
ォ  
リ  
オ (アイルランド  
籍証券投資法人)
  20. ウエリントン・マネージメント・ポートフォ  
リ  
オズ (ダブリン)・ピー・エル・シー・US  
キ  
ャ  
ピ  
タ  
ル・ア  
プ  
リ  
シ  
エ  
ー  
シ  
ョ  
ン・エ  
ク  
イ  
テ  
ィ・ポ  
ー  
ト  
フ  
ォ  
リ  
オ (アイルランド籍証券投資法人)
  21. ディメンショナル・ファンズ・ピー・エル・シ  
ー・エ  
マ  
ー  
ジ  
ン  
グ・マーケッツ・バ  
リ  
ユ  
ー・フ  
ァ  
ン  
ド (アイルランド籍証券投資法人)
  22. ディメンショナル・ファンズ・ピー・エル・シ  
ー・グ  
ロ  
ー  
バ  
ル・タ  
ー  
ゲ  
テ  
ッ  
ド・バ  
リ  
ユ  
ー・フ  
ァ  
ン  
ド (アイルランド籍証券投資法人)
  23. ピムコ・バミューダ・コモディティ・リアルリ



	<p><u>ターン・ストラテジー・ファンド (バミューダ 籍外国投資信託)</u></p> <p>24. <u>ピムコ・バミューダ・エマージング・ローカル・ ボンド・ファンド (バミューダ籍外国投資信託)</u></p> <p>25. <u>ピムコ・バミューダ・グローバル・ボンド・Ex- ジャパン・ファンド (バミューダ籍外国投資信 託)</u></p> <p>26. <u>CIP エマージング・マーケット・デット・ファン ド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/SICAV)</u></p> <p>* 上記以外のファンドが追加になる場合、または 上記ファンドが指定投資信託証券から除外される 場合があります。</p>
--	---

\* 信託約款の全文は、委託会社（弊社）のホーム・ページで投資信託説明書（請求目論見書）の添付をご参照ください。

## 2. 受益権の内容の変更又は受益権の価値への影響の内容及び相当性に関する事項

本件変更は、投資対象とする投資信託証券（ファンド）について、従来12ファンドだったものを今後3ファンド程度に厳選するとともに、分散方法の見直しなどを行い、投資の目的を維持しつつ運用の継続を図るものです。

具体的には、不動産投資信託と商品投資のファンドを投資対象資産から除外し、株式投資については、従来通り地域配分は特に行わず、グローバルな視点からの投資を行うことを維持致します。

債券投資については、資産クラスとしてグローバル債券とエマージング（新興国）債券の2種類のクラス分けに集約致します。また、投資資産の基本資産配分は、日本を含む世界の株式を25%程度、債券を75%程度とすることに変更はありません。

この変更に伴う当ファンドへの影響については、運用成果やリスクの観点から著しい悪化または向上は想定しておりません。

併せて、当ファンドの換金時における代金受取り所要日数の短縮や、信託報酬の低減など、投資の利便性を改善する施策も実施するものです。

尚、ファンドの商品性が異なるものとなることにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

2011年3月22日に本投資信託約款の変更がその効力を生ずるものとします。

## 4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

中止につきましては、以下の通り投資信託約款の条項により行い、特にありません。

本投資信託約款の変更の書面による決議が議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成を得られない場合には、本投資信託約款の変更は中止されます。

## 5. 投資信託約款の変更をする理由

「信託約款の書面決議に関するご案内」の“1. 信託約款の変更の概要及び理由”をご参照下さい。

## 6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

直接的に受益者の皆様に不利益になる事実はありませんが、投資信託財産に投資信託約款の変更後に前記2.の説明の通り、ポートフォリオの組入れ投資信託証券（ファンド）の組み換えを大幅に行う予定です。

各組み入れファンドの投資額は、当ファンドの運用資産額からして小さく、また売買に伴う金融・証券市場への影響（マーケット・インパクト）は些少であると想定されます。また、売買手数料の負担はなく、外国為替取引の費用についても些少であると想定されます。

なお、投資信託約款の変更適用日（3月22日）以降の適切な時期において、組入れておりますファンド（指定投資信託証券）の大幅な組み換えを予定しており、ファンドの売買に伴い当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことが考えられます。

以上